

# 福島県PTA連合会表彰規程

## (表彰の目的)

第1条 本規程は、PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なる者を表彰し、もって教育の向上と文化の振興発展に寄与することを目的とする。

## (表彰の範囲)

第2条 被表彰者は個人または団体とする。

第3条 PTAの使命遂行に尽くし、その他表彰に値すると認める業績または行為のあった者とする。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品の贈呈またはその他特別の待遇をすることができる。

## (表彰の時期)

第5条 表彰は大会において行う。ただし、事情により臨時にこれを行うことができる。

## (表彰の手続き)

第6条 表彰の手続きは、各協議会並びに本会の機関より提出された申請書・内申書により選考委員会において選考の上、決定する。

申請書・内申書の様式は別にこれを定める。

## (内申書の提出期日)

第7条 毎年6月末日までとする。ただし、第5条ただし書きの場合はこの限りではない。

第8条 選考委員会は、理事会の構成員または会長の必要と認めた者をもって組織する。

## 付 記

第9条 本規程は、昭和31年7月25日より実施する。

## 内 申 書 様 式

1. 個人表彰の場合は、次の事項を調査の上、記載する。
  - (1) 現住所、氏名、生年月日(生年月日は必要に応じて個別に調査する)
  - (2) 経歴、賞罰
  - (3) 功労及び篤行顕著と認める事項
  - (4) その他参考となる事項
2. 団体についての表彰の場合は、次の事項を調査の上、記載する。
  - (1) 所在地、名称、会長名
  - (2) 設立年月日、会員数、組織及び沿革
  - (3) 運営の状況及びその業績
  - (4) 実績顕著と認める事項
  - (5) その他参考となる事項

※ 2019 確認事項 ①生年月日は必要ある時に県事務局が個別に調査する。内申書への記載は不要とする。  
②内申に関する文書のメールでの送受信を認める。

※ 2020 確認事項 ①個人表彰内申書は、県事務局への提出を省略できる。(2020/2/18評議員会で確認)